

地域中核研究大学等強化促進基金の運用基本方針

令和5年4月14日

文部科学大臣決定

独立行政法人日本学術振興会法（平成14年12月13日法律第159号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づいて独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に造成された地域中核研究大学等強化促進基金（以下「基金」という。）を適切に運用するため、地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱（令和5年3月15日文部科学大臣決定）第7条第6号に規定する運用基本方針を定める。

1. 目的

地域の中核大学や研究の特定分野に強みを持つ大学（以下「地域中核・特色ある研究大学」という。）が、その強みや特色のある研究力を核とした経営戦略の下、他大学との連携等を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る環境整備を支援することにより、我が国全体の研究力の発展を牽引する研究大学群の形成を推進することを目的とする。

2. 総則

(1) 基金から支出する助成金（以下「助成金」という。）の執行に係るルールは、法第17条第2項により準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）及び本基本方針並びに本基本方針に基づき別に定める制度骨子に適合するよう策定されなければならない。

(2) 振興会は、多様な知見を有する有識者からなる「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会」を設置し、本基本方針及び制度骨子を踏まえ、助成金により行う事業（以下「補助事業」という。）の公募、審査、進捗管理及び文部科学省に設置する「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業設計委員会」（以下「事業設計委員会」という。）に対する進捗報告を行うとともに、事業設計委員会の助言を十分に踏まえ、補助事業を実施しなければならない。

3. 助成金の交付の対象等

(1) 助成金の交付は、地域中核・特色ある研究大学であって、強みや特色ある研究拠点・社会実装拠点等を有する大学が、研究力が向上した10年後の大学ビジョン及びそこに至るための具体化されたプロセスを示した研究力の向上戦略（以下「研究力の向上戦略」という。）に基づき、実行する取組を対象とする。

(2) 具体的には、振興会により審査・採択された大学（以下「採択大学」という。）が、研究力の向上戦略に基づき、実行する取組を交付対象とする。また、研究力の向上に向けて採択大学と有効な連携を行う連携機関（連携大学及び参画機関）がある場合には、連携大学の取組についても交付対象とする。

なお、本基本方針において、「連携大学」は、「大学が有する強みを活かして、採択大学の研究力の向上戦略に関連して、採択大学との組織的な連携を図りながら、本事業の経費を活用の上、研究力の強化を図る国公立大学（大学共同利用機関を含む）」のことを言い、「参画機関」は、「本事業の経費の配分対象ではないが、提案大学と連携して活動を行う、研究力の強化に有効な大学等」のことを言う。

(3) 連携機関がある場合には、採択大学が責任機関として全体を統括するものとする。この場合において、振興会と補助事業者との間における一連の事務の実施に当たっては、採択大学が補助事業者を代表して行うものとする。

(4) 助成金は、研究力の向上のための戦略的実行経費（経費 A）、研究設備等整備経費（経費 B）の 2 つから構成することとし、経費 A、B の性格は以下のとおりとする。

- ① 経費 A：研究力の向上戦略を実行するために必要な経費であり、経費 B に含まれないもの（研究戦略の企画・実行、技術支援等を行う専門人材の person 費、研究者の person 費、旅費、謝金、調査費、その他研究力の向上戦略の実行に必要な経費）
- ② 経費 B：研究設備等整備経費（研究機器購入費、研究機器購入に伴う設置経費、研究・事務 DX（デジタル・トランスフォーメーション）や研究機器共用の推進を含む研究環境の高度化に向けて必要となる環境整備費、その他研究力向上に係る研究設備の整備及びその付帯事務費等）

4. 助成金の費目間流用

(1) 経費 A 又は経費 B のそれぞれにおける費目間の流用は、各年度予算額の総額のそれぞれ 50% の範囲内であれば、振興会への手続を経ることなく行うことができる。総額の 50% を超える流用を行おうとする場合には、振興会の承認を必要とする。

(2) 経費 A 及び経費 B 間の流用については、振興会が真に必要と認める場合に限る。

(3) その他必要となる費目間流用の取扱いについては、別に振興会が定めることとする。

5. 助成金の適切な管理及び執行

(1) 助成金の執行は、振興会及び助成金の交付を受ける補助事業者が定める規程等に基づいて行う。振興会及び補助事業者は、他大学との連携方策を含む研究力の向上戦略の実行に必要な取組に対し柔軟に支出できるように留意するとともに、助成金を適正に執行管理するために必要な規程等を定め適切に管理することとする。

(2) 助成金により行う事業の期間内においては、研究力の向上戦略に基づく取組が円滑に進展するように、年度末及び年度初めにおいて経費執行の空白期間が生じないように努め、弾力的な経費の執行を可能とする。

(3) 各年度の助成金において、補助事業者が策定した事業計画の変更等に伴い発生した未使用分については、最終年度を除き、事前の手続きを経ることなく翌年度に引き続き使用することを可能とし、補助事業者は各年度の執行額及び未執行額の発生理由を当該年度の実施状況報告書によって明らかにすることとする。

(4) 補助事業者は、交付申請時に提出する事業計画又は変更届後の事業計画で示すことにより、実施する取組の一部を他機関に委託等契約により行わせることができる。その際、委託する業務の内容に応じて、経費 A 及び経費 B の各費目に振り分けて支出を管理するものとする。なお、事業遂行上必要

な場合には補助事業者から委託を受けた機関からの委託（再委託）も可能とする。委託先及び再委託先における委託費・再委託費の管理については、助成金の取扱いに準ずるものとする。

(5) 補助事業において、助成金の不正な使用等が認められた場合又は研究力の向上戦略に基づき実行する取組に関する報告書等の不正行為（捏造等）が認められた場合には、振興会が定めるところにより厳正に対処することとする。

6. 助成金の交付申請等

(1) 助成金は、採択大学が交付申請時に提出する補助事業期間の所要経費総額及び年度毎の事業計画に基づいた支払請求の申請を行うことにより振興会から交付する。ただし、振興会は、採択大学の研究力の向上戦略の実行に係る進捗状況を踏まえ、交付にあたって一定の要件を課すことや補助事業期間途中で交付額の上限を設けることができることとする。

(2) 連携大学がある場合には、助成金は振興会が採択大学に一括で配分し、連携大学には採択大学から補助事業遂行に必要な額を配分するものとする。

(3) 研究力の向上戦略の実行上必要な場合においては、交付決定の総額の範囲内で、年度途中の追加支払いを受けることを可能とする。

7. 事業計画の変更

(1) 事業計画を大幅に変更する場合には、採択大学から事前に振興会に変更申請を行わなければならない。振興会は、当該変更申請を受けたときは、承認するか否かの判断をするものとする。

(2) 上記を除く事業計画の内容の軽微な変更については、補助事業者の判断により行うことができる。ただし、補助事業者が委託した機関の変更については、委託する事業の内容に応じ、振興会への事前の届出を必要とする。

8. 実施状況報告書の提出

採択大学は、最終年度を除く各年度終了後 2 か月以内に事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合することを確認する。

9. 法律に基づく額の確定

採択大学は、補助事業期間終了後に、補助事業期間全体の実績報告書を振興会に提出するものとする。振興会は、提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の審査等については、8. により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

10. 補助事業完了により生じた収益の取扱い

(1) 補助事業者は、補助事業期間終了後 5 年を経過する時点まで、補助事業の完了により収益を生じた

ときは、採択大学を通じてその旨を記載した書面を振興会に提出しなければならない。

(2) 上記書面を受理した振興会は、当該内容を確認し、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

11. 進捗管理及び評価

(1) 補助事業については、文部科学省及び振興会による進捗管理並びに中間年（3年度目を目途）及び最終年（5年度目を目途）における評価を実施する。

(2) 振興会は、進捗管理及び中間評価の結果、必要がある場合には、補助事業者に対し、改善を要求するとともに、補助事業の継続が不適當である等の意見が出された場合においては、これを踏まえて交付決定の一部取消等の措置を講ずることができる。

12. 見直し

文部科学大臣は、基金の運用開始5年以内に、基金の執行状況及び成果等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

13. その他

本基本方針として文部科学省において定めることのほか、基金の運用に関し必要な事項は、これと整合を図りつつ、振興会が定めることとする。

附則

この決定は、令和5年4月14日から施行する。